

委員からの意見と対応

意見	
<p>① P1 第1章第2節9行目 「仙台城跡には、歴史を示す城跡としての遺構に加え、都市近郊としては貴重な豊かな自然環境が残されています。」とあるが、仙台城跡の特徴の一つは防御施設に自然地形を生かした点にあるので、「遺構と自然地形に加え」あるいは「遺構と地形」「遺構と自然を生かした地形」などとした方がよいと思う。文章後半の「豊かな自然環境が残されています」は別の文脈となろうかと思う。</p>	<p>「仙台城跡には、歴史を示す城跡としての遺構と自然地形に加え、都市近郊としては貴重な豊かな自然環境が残されています。」</p>
<p>② P20 第2章第1節1仙台城跡の変遷 〈廃城後の本丸の変遷〉は良い情報だが、ここまで書くのであれば、廃城後の大手門前から大橋に至る道路の変更(屈曲を取り拡幅した点)なども触れて良いかと思う。</p>	<p>〈明治維新と陸軍の配置〉に以下を追加。 また、陸軍により大手門前の道路は、本来の屈曲した形状から直線的な形状に付け替えられました。</p>
<p>③ P21 第2章第1節2仙台北下 城と城下町の位置関係は仙台北城の特徴をなす要素である。そうした点では1～2行目の「南北にのびる奥州街道と東西にのびる大町通を基軸とした町割が行なわれました。」という説明では少々物足りなく、せめて「仙台北城から大橋を渡り東にのびる」くらいの説明を加えて、城との連続性を明示したほうがよいと思う。</p>	<p>「南北にのびる奥州街道と、仙台北城から大橋を渡り東へのびる大町通を基軸とした町割が行なわれました。」</p>
<p>④ P66 第3章第3節8周辺の関連遺跡の発掘調査成果(1)地下鉄建設に伴う調査 桜ヶ岡公園遺跡に触れているが、家臣の屋敷に伴う遺構という説明だけでは物足りない。この場所は奉行を務めた大身家臣や一門などの屋敷地であり、城下町と城との関係性を考えるうえでも大事な空間なので、発掘から知られる屋敷空間の特徴を1行でもよいので増やしてよいかと思う。</p>	<p>「仙台北城跡の遺跡範囲北縁に地下鉄東西線が建設されることになり、仙台北城跡(二の丸北方武家屋敷地区)の確認調査及びその周辺の試掘調査が行なわれました。その結果、二の丸北方武家屋敷地区に隣接した川内A、川内B遺跡と、広瀬川の対岸の桜ヶ岡公園遺跡が新たに登録されました。各遺跡の発掘調査が行なわれました。調査の結果、仙台北城周辺に配された家臣の屋敷に伴う地下鉄東西線の建設に先立ち、仙台北城跡(北方武家屋敷地区)、及び川内A、川内B遺跡、桜ヶ岡公園遺跡の本発掘調査が実施され、礎石建物、掘立柱建物、掘立柱列、溝跡、井戸跡、土坑など、家臣の屋敷に伴う遺構が発見されています。大町通に面し大身家臣の屋敷があった桜ヶ岡公園遺跡では、複数の掘立柱建物跡が発見されています。」</p>

<p>⑤ P66 第3章第3節8周辺の関連遺跡の発掘調査成果(3)大名墓所の調査 「藩主の公子・公女」とあるが、「公」とは藩主を指すので「藩主の子女」が正しい表現である。</p>	<p>「…5代以降の藩主の公子・公女子女の墓所です。」</p>
<p>⑥ P70 第3章第3節8周辺の関連遺跡の発掘調査成果(3)大名墓所の調査 図4-66 十一代斉義の隣に「十一代斉義室〇子(真明院)」を入れること。</p>	<p>図中に「十一代斉義室蓁子(真明院)」を追加する。</p>
<p>⑦ P91 第4章第1節 (2)の文章中、「城跡と連続性を持って価値を形成する豊かな自然環境が、遺跡としての特徴を深めています」とあるが、「城跡」→「遺跡」、「遺跡」→「城跡」とした方が良いと思う。</p>	<p>「仙台城跡は地形的条件を巧みに利用し防御性を高めており、御裏林と称され城内水利の供給源ともなっていた青葉山の自然林、天然の要害としての竜の口溪谷など、城跡遺構と連続性をもって価値を形成する豊かな自然環境が、遺跡城郭としての特性をより深めています。」</p>
<p>⑧ P93 第4章第3節1史跡等を構成する諸要素 ②のアの説明の中に「新たな価値を生み出している要素」とあるが、P94②のアには、施設、案内板、トイレなどがあり、これらが新たな価値を生み出すとは考えられない。新たな価値を生み出すものは②のイ(顕彰碑、旧陸軍施設、亜炭採掘施設)ではないか。</p>	<p>「その中で「ア. 史跡の保存・活用に有効な諸要素」は、史跡の本質的価値を保存していくために欠くことのできないものや、史跡指定地の良好な環境や景観を構成して新たな価値を生み出している要素であり、今後も適切な維持管理を行って保全に努めるべき対象をいいます。」</p>
<p>⑨ P95 第4章第3節2史跡を構成する諸要素 (3)仙台城跡の周辺にあり、仙台城跡に関連する遺跡の中に、若林城跡を入れるべき。</p>	<p>P95(3)及びP115・116表4-1に若林城跡を加える。</p>

<p>⑫ P123～124 第5章第2節 「活用の現状と課題」としてアからクまでであるが、「あらたな活用の模索」のようなことを加えてはどうか。委員会でも発言したが、本丸は能や狂言その他コンサートに使える場所であり、政宗の時代に能舞台が置かれていたことから不自然ではない。史跡を前面に出した学習や活動でなくとも、史跡空間の自由な活動を発想し利用する可能性を、発言したつもりであり、委員からも支持を得ているので検討してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P124にクとして下記の内容を追加する。</p> <p>ク 史跡空間を生かした活動内容の検討 城跡やその周辺ではこれまでもイベントなどが行なわれてきていますが、より多くの方々に訪れていただくためのきっかけとして、史跡空間を生かした活動(例えば伝統芸能の鑑賞や体験プログラムの実施など)についてさらに検討する必要があります。</p> <p>課題に連動して、P152～153 第8章第2節(3)地域における活用の5つ目に以下の文章を加える。</p> <p>・多くの方が仙台城跡を訪れるきっかけづくりとして、史跡空間を利用した活動を検討します。仙台城跡の歴史に関わるイベントに加え、例えば石垣を利用したプロジェクションマッピングのようなアートイベントなど、他の史跡での実施例なども参考に検討していきます。</p>
<p>⑬ P144 第7章第2節(3)③ 「わが国の」は「日本の」としたほうがよい。</p>	<p>「仙台城跡は、わが国日本の近世城郭を代表する遺跡として国の史跡にしていされていることから・・・」</p>
<p>⑭ P152 第8章第2節 (1)、(2)は市民中心のまとめ方にみえるので、(3)「地域における活用」は仙台地域だけでない、国指定史跡として国民共有の財産という観点から活用をまとめるほうがよいと思う。</p>	<p>P152～153 第8章第2節(3)地域における活用の8つ目に以下の文章を加える。</p> <p>「国史跡として指定されている仙台城跡は国民共有の貴重な財産ですので、国内外の多くの方々にその価値をより深く知っていただきたいと思います。国内外からの来訪者にむけたそのための情報発信や現地での解説などについては、観光に携わる関係者の意見も聞くことにより、より多くの方々に仙台城跡の価値を広く伝え、仙台への来訪者の増加につながるよう努めます。」</p>
<p>⑮ P155 第9章第1節 7行目の「城郭らしい景観を形成することを検討」という表現には違和感がある。無理につくりかえるイメージがある。</p>	<p>「城郭らしい景観を形成することかつての姿を尊重した整備を検討」</p>